

広島市工業技術センター自家用電気工作物保安規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、広島市中区千田町 3 丁目 8 番 24 号 広島市工業技術センターの管理する（以下「広島市工業技術センター」という。）電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。)第 42 条第 1 項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 保安業務の運営管理体制

(保安業務組織)

第 3 条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務(以下「保安業務」という。)の総括管理は管理責任者（以下「管理責任者」という。）が行うものとする。

2 管理責任者を補佐する者(以下「管理責任者を補佐する者」という。)は、当該管理責任者を補佐し、保安業務を管理する。

3 管理責任者は、法第 43 条第 1 項の規定に基づき、主任技術者を配置するものとする。

4 保安業務に関する組織は、別紙のとおりとする。

(主任技術者の義務)

第 4 条 主任技術者(前条第 3 項の規定により配置された者をいう。以下同じ。)は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の業務を総括するものとする。

2 主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にこなわなければならない。

(従業者の義務)

第 5 条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(主任技術者不在時の措置)

第 6 条 別表に掲げる管理責任者は、管理責任者を補佐する者と協議の上、主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合にその業務の代行を行う者(以下「代務者」という。)をあらかじめ指名しておくものとする。

2 代務者は、主任技術者の不在時には、主任技術者が行うべき職務を誠実にこなわなければならない。

(主任技術者の意見の聴取等)

第 7 条 管理責任者は、電気工作物に係る保安上必要な事項を決定し、又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求めてこれを行わなければならない。

2 管理責任者は、電気工作物に係る保安に関しては、主任技術者の意見を尊重しなければならない。

3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合には、管理責任者は、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、及び決定しなければならない。

第3章 保安教育

(保安教育)

第8条 主任技術者は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関し必要な知識及び技能の教育を計画的に行なわなければならない。

(保安に関する訓練)

第9条 主任技術者は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、事故その他非常災害が発生した時の措置について、少なくとも年1回実地指導訓練を行なうものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第10条 管理責任者は、電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、主任技術者の意見を求めて、これを行なわなければならない。

2 管理責任者は、電気工作物の安全な運用を確保するために、主任技術者の意見を求めて、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事(以下「必修工事」という。)の年度計画を立案するものとする。

(工事の実施)

第11条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の保安の監督のもとにこれを施工するものとする。

2 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、主任技術者の立会のもとこれを検査し、保安上支障のないことを確認して引き取るものとする。

3 工事の実施にあたっては、その保安を確保するため、別に定める作業心得によって行なわなければならない。

4 作業心得は、次の各号について定めるものとする。

- (1) 停電範囲と時間、作業用器具等の準備状況の主任技術者による確認
- (2) 作業時間、停電時間及び危険区域の表示
- (3) 停電中のしや断器、開閉器の誤操作の防止装置
- (4) 作業責任者の指名とその責任
- (5) 作業終了時の点検及び測定

第5章 保守

(巡視、点検、測定等)

第12条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、次に掲げる区分により行わなければならない。

- (1) 巡視点検 主として運転中の施設における電気工作物に対し、毎月1回以上、外観上の異常の有無の確認を目視により行う点検
- (2) 定期点検 主として施設の運転を停止させた上で、当該施設における電気工作物について、別表第1の表に定める基準により、動作及び表示等の確認並びに清掃等を行う点検

- (3) 精密点検 主として施設の運転を停止させた上で、当該施設における電気工作物について、当該電気工作物の製造者等の推奨する基準を考慮し、各種電気機械器具の内部解放等により行う点検
- (4) 測定試験 主として施設の運転を停止させた上で、当該施設における電気工作物について、別表第1の表に定める基準により、各種機器、配線等に対して行う試験
- 2 前項に定める電気工作物の巡視、点検及び測定に係る実施内容その他必要な細目は、施設ごとに当該施設の管理責任者がこれを定めるものとする。
- 3 主任技術者は、電気工作物の保安業務を行う場合において、当該業務の執行により広島市計量検査所内の業務に支障を与える恐れがあると認めるときは、あらかじめその旨を関係各課へ連絡しておかなければならない。

第13条 主任技術者は、巡視、点検、又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第14条 主任技術者は、事故その他異常な事態が発生した場合には、必要に応じ、臨時に精密検査を行ない、その原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作)

- 第15条 電気工作物の運転又は操作の基準は、主任技術者の意見を求めて管理責任者が定めるものとする。
- 2 前項の基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統
 - (2) 電気工作物の軽微な事故を修理し、又は使用停止し、若しくは使用制限する等の応急措置並びに報告又は連絡事項
 - (3) 法第2条第1項第3号の小売電気事業者の営業所又は同項第9号の一般送配電事業者の変電所との連絡事項
 - (4) 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示

第7章 災害対策

(防災体制)

第16条 主任技術者は、台風、洪水、地震、火災その他非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想を従業者に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する施設内の体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第17条 主任技術者は、非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行なう。

- 2 主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められる時は、ただちに当該範囲の送電を停止することができる。

第8章 記録

第18条 電気工作物の工事、維持及び運用に関しては下記に掲げる帳簿又は図面により記録し、これを保存するものとする。

- (1) 保修工事記録
- (2) 巡視、点検、測定記録
- (3) 運転日誌
- (4) 電気事故記録
- (5) 設備台帳

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

第19条 法第2条第1項第9号の一般送配電事業者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、当該施設の電気需給契約に定めるところによる。

(需要設備の構内)

第20条 各施設の需要設備の構内図は、別に定めるものとする。

第10章 雑則

(危険の表示)

第21条 変電所、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であつて、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示をしなければならない。

(測定器具類等の整備)

第22条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類、法令に定める技術基準等の書籍は、常に整備し、適正に保管しなければならない。

(設計図書の整備)

第23条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書等については、整備、保存しなければならない。

(手続書類等の整備)

第24条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要文書については、その写しを保存しなければならない。

附 則

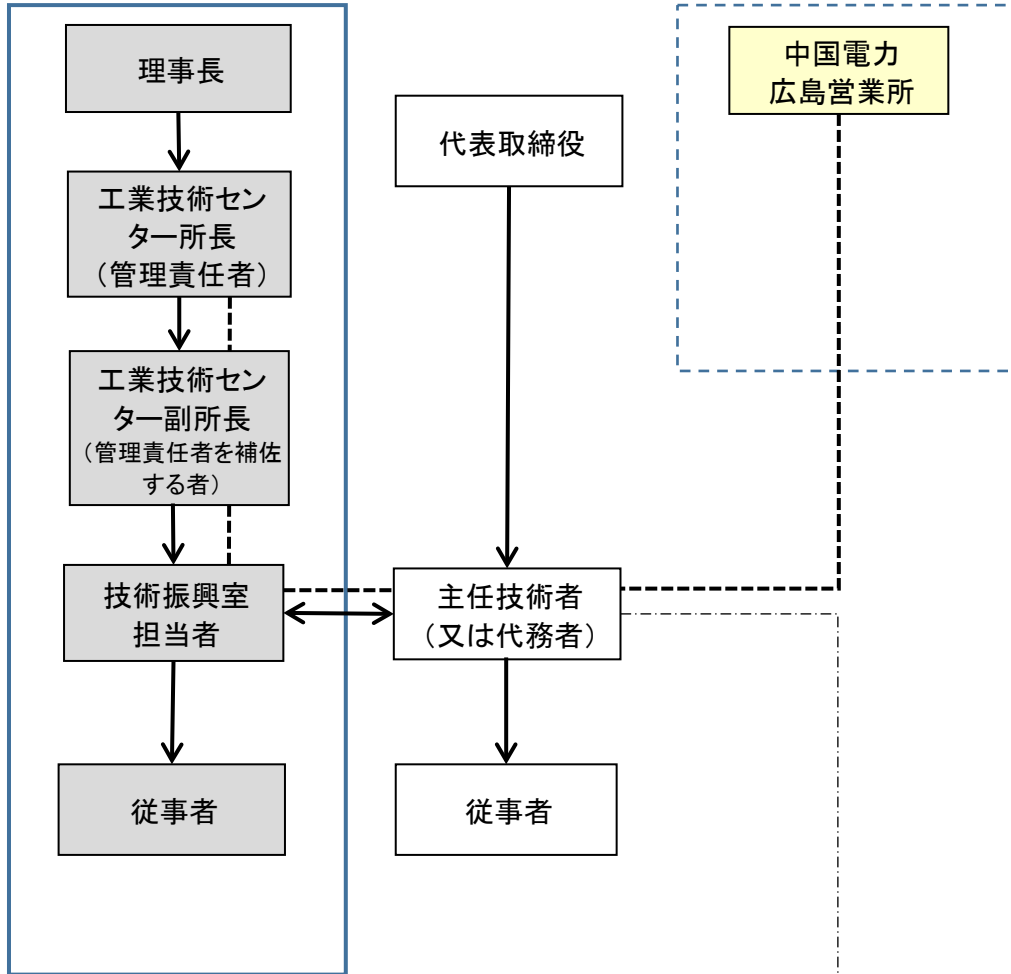
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

保安業務運営管理体制・緊急時連絡網

(公財) 広島市産業振興センター
(広島市工業技術センター)

管理会社

電力会社

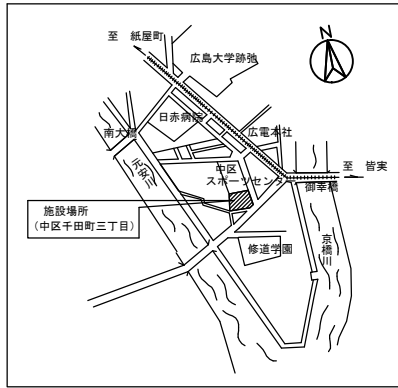


- (主な役割)
1. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督業務の総括
 2. 電気工作物の工事、維持または運用等の従事者への保安教育・訓練
 3. 電気工作物の保修工事の計画・施工監督・検査
 4. 電気工作物の運転、操作、巡視、点検、測定及び記録
 5. 台風、洪水、地震、火災その他非常災害への備え
 6. 測定器具、図面書類の整備保管

—————→ : 指揮命令系統
 - - - - - : 緊急連絡網

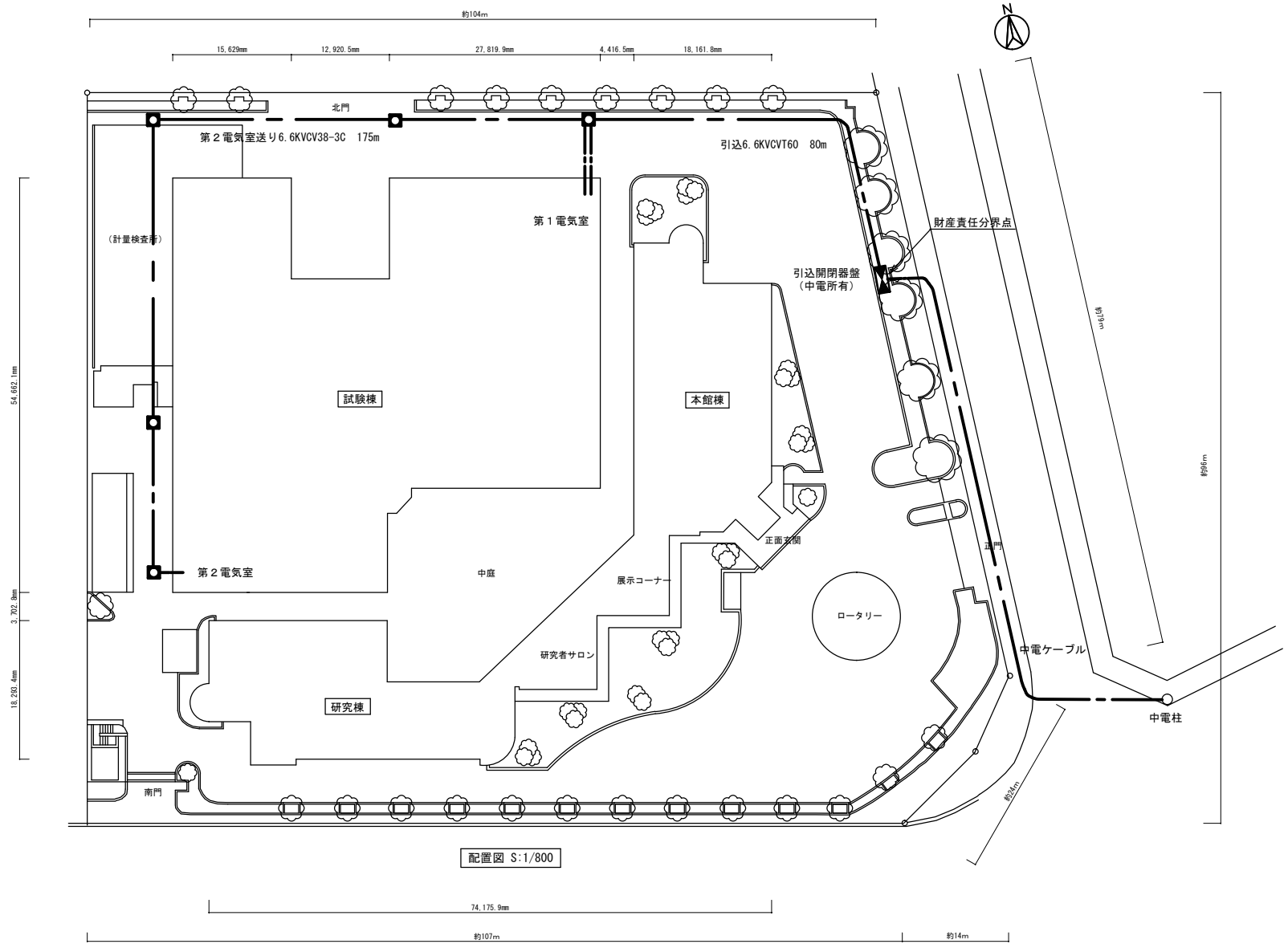
<p>管理責任者 :</p> <p>管理責任者を補佐する者 :</p> <p>従業者 :</p> <p>主任技術者 :</p>	<p>電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務の総括管理を行う者</p> <p>管理責任者を補佐し、保安業務を管理する者</p> <p>電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者</p> <p>第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者</p>
---	--

(中区スポーツセンター)



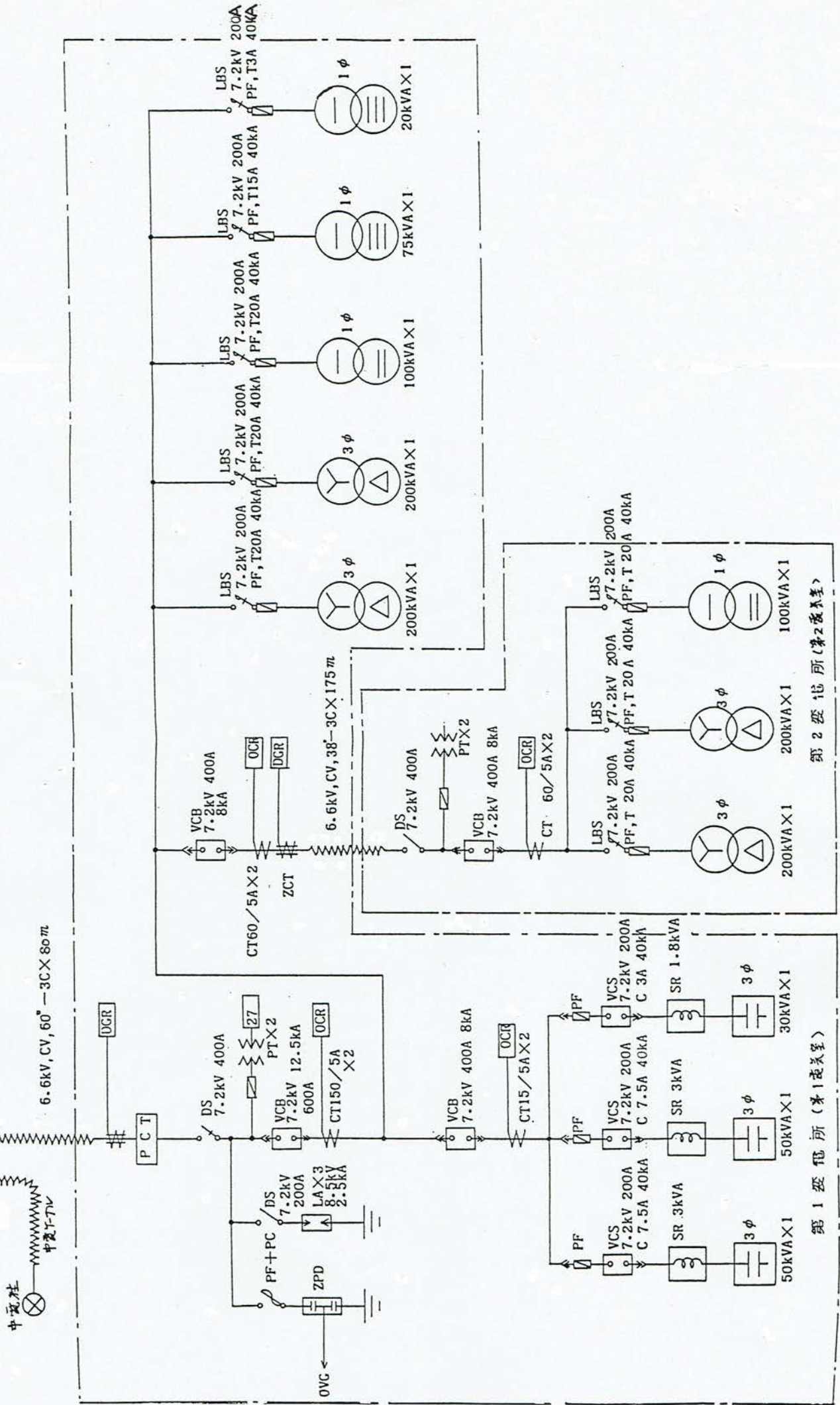
附近見取図

(千田公園)



配置図 S:1/800

広島市工業技術センター需要設備構内図



第 2 変電所 (第 2 変電室)

第 1 変電所 (第 1 変電室)

別表(第 12 条関係)

(1) 定期点検基準

区分	点検対象	周期
受電設備及び変電設備	遮断器	3 年
	断路器	3 年
	負荷開閉器	2 年
配電設備及び負荷設備	電線、低圧機器等主要な電気工作物	1 年

(2) 測定試験基準

区分	試験項目	周期
受電設備及び変電設備	絶縁抵抗測定	1 年
	接地抵抗測定	1 年
	保護継電器動作特性試験	1 年
	保護継電器連動試験	1 年
	蓄電池の比重及び液温の測定並びに各電池の電圧測定	1 年
配電設備及び負荷設備	絶縁抵抗測定	1 年
	接地抵抗測定	1 年

備考 管理責任者は、必要と認めるときは、3 年を超えない範囲で基準の周期を変更することができる。

電気設備概要

(1) 高圧受電設備

- ・ 契約電力 283KW (契約種別：業務用高負荷率電力)
- ・ トランス容量 計1095KVA (計 8台)
 - 第1電気室 単相100KVA 1台
 - " 75KVA 1台
 - " 20KVA 1台
 - 三相200KVA 2台
 - 第2電気室 単相100KVA 1台
 - 三相200KVA 2台
- ・ 高圧コンデンサ 計130KVA (計 3台)
 - 第1電気室 三相 50KVA 2台
 - " 50KVA 1台

(2) 幹線設備

- ・ 電灯動力分電盤、開閉器盤 計67面

(3) 電灯コンセント設備

- ・ 電灯照明器具 計984灯 (外灯を含む)
- ・ コンセント 計753個 (単相用、動力用)

(4) 電話設備

- ・ 電子式交換機 容量128回線 (実装76回線、局線7回線) 1台
- ・ 電話機 卓上形 11台
- 壁掛形 37台 計48台
- ・ 端子盤 (弱電共用) 計10面

(5) 放送・時計設備

- ・ 放送アンプ 業務用 180W 1台
- テーブル式 30W 1台
- ・ スピーカー 計54個
- ・ 水晶式親時計 (FM電波修正機能付き) 1台
- ・ 水晶式子時計モニターユニット 2台
- ・ 水晶式子時計 計13台
- ・ 水晶式子時計 計35台 (スピーカー付き)

(6) インターホン設備

- ・ 保守用インターホン (相互式) 計12台
- ・ 玄関ドアホン 1台
- ・ エレベーター用インターホン 1台

(7)自動火災報知・防排煙設備

- ・自動火災報知受信機（P型1級30窓） 1台
- ・ 〃 総合盤 計 17面
- ・ 〃 感知器 計203個
- ・ 〃 副受信機（60窓） 1台（防排煙兼用）
- ・防排煙連動制御盤（30窓） 1台
- ・ 〃 自動閉鎖装置 計 21個

(8)ガス漏れ警報設備

- ・ガス漏れ警報受信機 1台
- ・ 〃 感知器（都市ガス9、酸素2、アセチレン4、LPG5） 計20個

(9)直流電源設備

- ・鋼板製自立閉鎖型直流電源装置 1台
- 整流器 : 全自動形サイリスタ式
- 交流入力 3相200V 60Hz
- 蓄電池 : シール形ペースト式据置用鉛蓄電池
- 54セル、108V、200Ah

(10)中央監視設備

- ・PH計、インターホン盤 1面
- ・防犯受信機盤 1面
- ・時計、放送盤 1面
- ・電力監視盤 1面
- ・自動火災報知、防排煙盤 1面
- ・ガス漏れ警報盤 1面 計6面
- ・中央監視システム機器（LCDモニター、キーボード、プリンター） 1式
- ・同上用小型非常電源(CVCF) 1台
- ・同上用小型非常電源(UPS) 1台

(11)エレベーター設備

- ・乗用（車椅子兼用）型エレベーター 1台
- 容量 : 750Kg、11人乗、60m/分
- 制御方式 : インバーター制御、方向性乗合全自動方式
- 停止か所 : 1F、2F、3F 計3か所
- 電 源 : 3相220V 60Hz 7.5KW

広島市工業技術センター 電気設備点検基準(1)

点検箇所・点検項目		点検要領	点検周期		
			巡視点検	定期点検	
高圧引込	線路	ケーブル本体	損傷、他の工作物・植物との離隔	1回/月	
		ケーブル端末部	端処理部の損傷・亀裂・汚損	1回/月	
		接続部	接続箇所の過熱による変色	1回/月	
		ケーブル保護管	損傷、腐食	1回/月	
		ハンドホール	損傷	1回/月	
			浸水		1回/年
		接地線	腐食、断線、外れ	1回/月	
接続部のゆるみ			1回/年		
試験等	絶縁抵抗測定		1回/年		
	接地抵抗測定		1回/年		
受電設備	零相変流器	運転状況	異音、異臭	1回/月	
		本体	損傷、汚損	1回/月	
		二次配線接続部	接続箇所のゆるみ		1回/年
		接地線	腐食、断線、外れ	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
	試験等	絶縁抵抗測定		1回/年	
	断路器	運転状況	異音、異臭	1回/月	
		主回路接続部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/3年
		導通部	損傷、変形、汚損、腐食、接続部の過熱による変色	1回/月	
			接触子の接触状態確認		1回/3年
		絶縁物	損傷、汚損、亀裂	1回/月	
		操作機構部	腐食、損傷、汚損	1回/月	
	動作状態の確認			1回/3年	
	接地線	腐食、断線、外れ	1回/月		
		接続箇所のゆるみ		1回/3年	
	試験等	開閉操作確認		1回/3年	
		絶縁抵抗測定		1回/年	
		接地抵抗測定		1回/年	
	負荷開閉器	運転状況	異音、異臭	1回/月	
		主回路接続部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/2年
		導通部	損傷、変形、汚損、腐食、接続部の過熱による変色	1回/月	
			接触子の接触状態確認		1回/2年
絶縁物		損傷、汚損、亀裂	1回/月		
操作機構部		腐食、損傷、汚損	1回/月		
		動作状態の確認		1回/2年	
高圧ヒューズ		過熱による変色、汚損、損傷、亀裂、溶断表示の確認	1回/月		
接地線		腐食、断線、外れ	1回/月		
	接続箇所のゆるみ		1回/2年		
試験等	開閉操作確認		1回/2年		
	継電器との連動動作試験		1回/2年		
	絶縁抵抗測定		1回/年		
	接地抵抗測定		1回/年		

広島市工業技術センター 電気設備点検基準(2)

点検箇所・点検項目		点検要領	点検周期		
			巡視点検	定期点検	
受電設備	遮断器	運転状況	異音、異臭、開閉表示	1回/月	
		外箱部	損傷、変形、汚損、亀裂	1回/月	
		主回路接続部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/3年
		導通部	接触子の消耗度合いの確認		1回/3年
			接触子の接触状態確認		1回/3年
		絶縁物	損傷、汚損、亀裂、変形	1回/月	
		操作機構部	腐食、損傷、汚損	1回/月	
			動作状態の確認		1回/年
		接地線	腐食、断線、外れ	1回/月	
	接続箇所のゆるみ			1回/3年	
	試験等	開閉操作確認		1回/3年	
		継電器と遮断器との連動動作試験		1回/3年	
		絶縁抵抗測定		1回/年	
		接地抵抗測定		1回/年	
	計器用 変成器	運転状況	異音、異臭	1回/月	
		本体	損傷、汚損、亀裂	1回/月	
		主回路接続部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
		二次配線接続部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
		高圧ヒューズ	過熱による変色、汚損、損傷、 亀裂、熔断表示の確認	1回/月	
	接地線	腐食、断線、外れ	1回/月		
		接続箇所のゆるみ		1回/年	
	試験等	絶縁抵抗測定		1回/年	
	変圧器	運転状況	異音、異臭、過熱状態	1回/月	
		本体	損傷、変形、汚損、亀裂、腐食、 変色、漏油、振動	1回/月	
主回路接続部		過熱による変色	1回/月		
		接続箇所のゆるみ		1回/年	
導通部		内部接続部、リード線、タップ盤の確認		1回/6年	
絶縁物		損傷、汚損、亀裂、漏油	1回/月		
接地線		腐食、断線、外れ	1回/月		
		接続部のゆるみ		1回/年	
試験等		絶縁油酸価試験、絶縁油破壊電圧試験		1回/6年	
		絶縁抵抗測定		1回/年	
	接地抵抗測定		1回/年		
	低圧電路の漏洩電流測定 (B種接地工事接地線において)	1回/月			

広島市工業技術センター 電気設備点検基準(3)

点検箇所・点検項目		点検要領	点検周期		
			巡視点検	定期点検	
受電設備	進相用 コンデンサ	運転状況	異音、異臭、過熱状態	1回/月	
		本体	ふくらみ、損傷、汚損、腐食、漏油	1回/月	
		主回路接続部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
		絶縁物	損傷、汚損、亀裂、漏油	1回/月	
		接地線	腐食、断線、外れ	1回/月	
	接続部のゆるみ			1回/年	
	試験	絶縁抵抗測定		1回/年	
	直列リアクトル	運転状況	異音、異臭、過熱状態	1回/月	
		本体	損傷、汚損、亀裂、腐食、漏油	1回/月	
		主回路接続部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
		絶縁物	損傷、汚損、亀裂、漏油	1回/月	
		接地線	腐食、断線、外れ	1回/月	
	接続部のゆるみ			1回/年	
	試験等	絶縁抵抗測定		1回/年	
	避雷器	運転状況	異音、異臭	1回/月	
		本体	損傷、汚損、亀裂	1回/月	
		主回路接続部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
		接地線	腐食、断線、外れ	1回/月	
			接続部のゆるみ		1回/年
	試験等	絶縁抵抗測定		1回/年	
	高圧母線	運転状況	異音、異臭	1回/月	
		母線	損傷、汚損	1回/月	
		主回路接続部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
支持物		損傷、汚損、亀裂、脱落	1回/月		
試験等	絶縁抵抗測定		1回/年		
受・配電盤	指示計器等	運転状況	異音、異臭、指示状態	1回/月	
		本体	損傷、汚損	1回/月	
		端子部	ゆるみ		1回/年
	表示装置	運転状況	異音、異臭、表示確認	1回/月	
		本体	損傷、汚損	1回/月	
		端子部	ゆるみ		1回/年
	開閉器	運転状況	異音、異臭、過熱状態	1回/月	
		本体	損傷、汚損、亀裂、腐食	1回/月	
		端子部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
	低圧ヒューズ	過熱による変色	1回/月		

広島市工業技術センター 電気設備点検基準(4)

点検箇所・点検項目			点検要領	点検周期	
				巡視点検	定期点検
受・配電盤	配線用遮断器 漏電遮断器	低圧ヒューズ	過熱による変色	1回/月	
		運転状況	異音、異臭、過熱状態	1回/月	
		本体	損傷、汚損、亀裂	1回/月	
		端子部	過熱による変色 接続箇所のゆるみ	1回/月	1回/年
	低圧配線 制御配線	運転状況	異音、異臭	1回/月	
		配線	損傷、汚損	1回/月	
		端子部	過熱による変色 接続箇所のゆるみ	1回/月	1回/年
		試験	絶縁抵抗測定		1回/年
	保護継電器	運転状況	異音、異臭	1回/月	
		本体	損傷、汚損	1回/月	
		端子部	ゆるみ		1回/年
		試験等	動作試験(GR, DGRのみ) 動作特性試験		1回/年 1回/4年
	受・配電盤接地	接地線	腐食・断線・外れ	1回/月	
		端子部	ゆるみ		1回/年
		試験等	接地抵抗測定		1回/年
	直流電源設備	蓄電池	運転状況	電解液量、電極の腐食、変形、断線	1回/6月
充電装置		外観状況	計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷等 各機器の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異音、異臭等	1回/6月	
電力監視盤		外観状況	計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷等 各機器の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異音、異臭等	1回/6月	
構造物等	構造物等	キュービクル	損傷、変形、腐食	1回/月	
			小動物の侵入口の有無	1回/月	
			鍵の状態	1回/月	
			受電室内の整頓状態	1回/月	
	周囲状況	周囲状況	周囲の整理、整頓状態	1回/月	
	その他	その他	消火設備の状態、標識、表示の状態	1回/月	
	ケーブル本体	ケーブル本体	損傷、他の工作物・植物との離隔	1回/月	1回/年
	ケーブル端末部	ケーブル端末部	端末処理部の損傷、亀裂、汚損	1回/月	
	接続部	接続部	接続箇所の過熱による変色	1回/月	
	マンホール	マンホール	損傷	1回/月	
浸水				1回/年	
接地線	接地線	腐食・断線・外れ	1回/月		
		接続部のゆるみ		1回/年	
試験等	試験等	絶縁抵抗測定		1回/年	
		接地抵抗測定		1回/年	

広島市工業技術センター 電気設備点検基準 (5)

点検箇所・点検項目		点検要領	点検周期		
			巡視点検	定期点検	
負荷設備	低圧機器 (照明器具、コンセント、換気扇等)	運転状況	異音、異臭、指示状態	1回/月	
		本体	損傷、汚損	1回/月	
		接続部	ゆるみ		1回/年
		接地線	腐食・断線・外れ	1回/月	
		試験等	絶縁抵抗測定		1回/年
	接地抵抗測定			1回/年	
	低圧配線 制御配線	運転状況	異音、異臭	1回/月	
		接続部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
	試験	絶縁抵抗測定		1回/年	
	開閉器	運転状況	異音、異臭、過熱状態	1回/月	
		本体	損傷、汚損、亀裂、腐食	1回/月	
		端子部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
		低圧ヒューズ ²	過熱による変色	1回/月	
	試験等	絶縁抵抗測定		1回/年	
	配線用遮断器 漏電遮断器	運転状況	異音、異臭、過熱状態	1回/月	
		本体	損傷、汚損、亀裂	1回/月	
		端子部	過熱による変色	1回/月	
			接続箇所のゆるみ		1回/年
	試験等	絶縁抵抗測定		1回/年	
接地装置	接地線	腐食・断線・外れ	1回/月		
	端子	ゆるみ		1回/年	
	試験等	接地抵抗測定		1回/年	

広島市工業技術センター 電気設備点検基準(6)

点検箇所・点検項目			点検要領	点検周期	
				巡視点検	定期点検
放送設備	主装置	放送	放送の操作スイッチ等が適切に動作するか確認		1回/年
		本体	ランプ・操作スイッチの異常		1回/年
			操作スイッチ等が適切に動作するか確認		1回/年
	リモコンマイク		音量・明瞭度等の確認		
	スピーカー		アッテネーターが正常か確認		
時計		親時計に合っているか確認		1回/年	
時計設備	親時計	チャイム等	親時計との同調を確認		1回/年
	子時計	時間合わせ	親時計との指示誤差調整		1回/年
インターホン設備	保守用インターホン	通話状況	取付状況の確認 音量、明瞭度、雑音、漏話、混線等の有無の確認		1回/年
	玄関ドアホン				
	エレベーター用インターホン				
自動火災報知設備			(発注者から専門業者に委託)		
防排煙設備			(発注者から専門業者に委託)		
ガス漏れ警報設備			(発注者から専門業者に委託)		
構内交換設備			(発注者から専門業者に委託)		
LAN設備			(点検なし)		
テレビ共聴設備			(点検なし)		

空気調和設備等一覧表

区分	仕様・能力等	系統	数量
空冷ヒートポンプチラー	冷却能力 57,300kcal/h、加熱能力 58,700kcal/h	本館棟	1
	冷却能力 57,300kcal/h、加熱能力 58,700kcal/h	本館棟	1
	冷却能力 57,300kcal/h、加熱能力 58,700kcal/h	本館棟	1
	冷却能力 50,000kcal/h、加熱能力 51,800kcal/h	研究棟	1
	冷却能力 50,000kcal/h、加熱能力 51,800kcal/h	研究棟	1
	冷却能力 50,000kcal/h、加熱能力 51,800kcal/h	研究棟	1
ユニット式空気調和機		本館棟外気処理系統	1
		研究者サロン系統	1
		玄関ロビー系統	1
		研究棟外気処理系統	1
		工作室系統	1
		塗装試験室系統	1
パッケージ形空気調和機	空冷式	研修室前	1
	空冷式	研修室後	1
	空冷式	講師控室	1
	空冷式(冷房専用)(休止中)	コンピュータ室	1
	空冷式(マルチ)	講習室	1
	空冷式	相談室左	1
	空冷式	相談室右	1
	空冷式	中央監視室	1
	水冷式(休止中)	3階恒温恒湿系統	1
	空冷式	塗装試験室	1
	空冷式	特殊加工場	1
	空冷式(恒温恒湿)	2階恒温恒湿系統	1
水冷式ヒートポンプパッケージ	天井カセット型、天井いんぺい型	研究棟1階	12
	天井カセット型	研究棟2階	5
	天井カセット型、天井いんぺい型	研究棟3階	12
ファンコイルユニット	天井カセット型	本館棟	12
	天井カセット型	本館棟	2
	天井カセット型	本館棟	1
	天井いんぺい型	本館棟	2
	天井いんぺい型	本館棟	2
密閉式冷却塔		研究棟	1
		実験用冷却水系統	1
ポンプ	冷温水 0.75kW		6
	冷温水 1.5kW		3
	冷温水 2.2kW		1
	温水 1.5kW		1
	冷水 1.5kW		1
	熱源水 2.2kW		1
	冷却水 0.75kW(休止中)		1
	冷却水 1.5kW		1
送風機	給気ファン(シロッコ型) 0.4kW		5
	給気ファン(シロッコ型) 0.75kW		1
	給気ファン(シロッコ型) 3.7kW		1
	排気ファン(シロッコ型) 0.2kW		3

区分	仕様・能力等	系統	数量
	排気ファン(シロッコ型) 0.4kW		11
	排気ファン(シロッコ型) 0.75kW		3
	排気ファン(シロッコ型) 1.5kW		1
	排気ファン(シロッコ型) 3.7kW		1
	排気ファン(シロッコ型) 5.5kW		1
	還気ファン(シロッコ型) 0.2kW		1
	消音ボックス付ファン		3
	有圧換気扇		11
全熱交換器付換気扇			6
天井埋込型換気扇			20
フィルターユニット	床置型		3
密閉式膨張タンク			4
プレート式熱交換器	交換熱量 72,200kcal/h		1
冷温水ヘッダー			4
ドレンヘッダー			3
除湿器	0.1kw		1
自動制御設備	自動制御装置並びに付属機器		1式

空気調和設備等管理基準

機器名	項目	点検周期						
		日	週	月	2月	6月	年	都度
空冷ヒートポンプチラー	高圧・低圧・油圧計の圧力確認	3						
	運転電流の確認	3						
	冷温水出入口温度の確認	3						
	運転時間の確認	○						
ユニット形空気調和機	運転電流の確認	2						
	冷温水出入口温度の確認	2						
	冷温水出入口圧力の確認	2						
	送風機音の確認	2						
	加湿スプレーの目詰まりチェック			○				
	送風機のファンベルト張りの確認			○				
	送風機・軸受け部の注油			○				
	エアークフィルターの点検			○				
	エアークフィルターの取り替え							○
	ドレンパン清掃							○
	絶縁抵抗測定					○		
パッケージ形空気調和機 水冷式ヒートポンプ パッケージ	高圧・低圧・圧力計の確認	2						
	運転電流の確認	2						
	冷温水出入口温度の確認	2						
	冷温水出入口圧力の確認	2						
	異常振動及び異常音の有無の確認	○						
	フィルター清掃			○				
	ドレンパン清掃			○				
	絶縁抵抗測定					○		
ファンコイル	送風機の騒音・振動・機能の点検		○					
	冷温水コイルの点検			○				
	フィルター清掃			○				
	ドレンパン清掃			○				
	温度設定確認			○				
冷却塔（密閉式）	運転電流の確認	○						
	冷却水出入口温度の確認	2						
	冷却水散布状況の確認	○						
	補給水ボールタップの作動確認	○						
	ファンの点検		○					
	冷却塔水槽水抜き清掃				○			
	絶縁抵抗測定					○		
	運転時間の確認	○						
ポンプ	運転電流の確認	○						

機器名	項目	点検周期						
		日	週	月	2月	6月	年	都度
	圧力計の確認	○						
	駆動部の異常な熱の有無の確認	○						
	グランドパッキンからの異常漏水の有無の確認	○						
	グランドパッキンの取り替え							○
	カップリングの点検					○		
	絶縁抵抗測定					○		
	錆・腐食の点検					○		
送風機	運転電流の確認	○						
	軸受けのオイルグリース確認	○						
	異常振動・異常音の有無の確認	○						
	ファンベルト点検	○						
	翼部分のダストの清掃					○		
	錆・腐食の点検					○		
	絶縁抵抗測定					○		
全熱交換器付換気扇	フィルターの目詰まりチェック					○		
	フィルターの取り替え							○
	異常音・異常振動の有無の確認	○						
フィルターユニット	運転電流の確認	○						
	フィルターの目詰まりチェック			○				
	フィルターの取り替え							○
密閉式膨張タンク	圧力の確認	○						
	外観点検	○						
プレート式熱交換器	一次側・二次側出入口温度・圧力確認	○						
	水漏れの有無の確認	○						
	外観点検	○						
冷温水ヘッダー	冷温水の温度の確認	○						
	外観点検	○						
ドレンヘッダー	冷水管等のドレン抜き							○
	外観検査							○
自動制御機器	外観点検	○						

給排水衛生設備等一覧表

区分	仕様等	数量
水槽	受水槽 15m ³ (2層式)	1
	高架水槽 3.63m ³	1
	冷却水槽 3m ³	1
	冷却水高架水槽 2m ³	1
	消火水槽(コンクリート地下式) 19m ³	1
ポンプ	揚水ポンプ 1.5kW	4
	排水ポンプ 0.25kW	4
	消火ポンプユニット 11kW	1
屋内消火栓		17
コンプレッサー	空冷スクリー式 7.5kW	2
	アフタークーラー	2
	空気層	2
	エアードライヤー	1
	エアフィルター	2
	除菌フィルター	2
	オイルミストフィルター	2
木材集塵装置		1
特殊ガスマニホールド	2本立	12
	4本立	1
排ガス処理装置	排ガス洗浄用	4
排水処理槽	原水ポンプ 0.75kW	2
	アルカリタンク 200ℓ	1
	酸タンク 200ℓ	1
定水位弁	25A	1
ボールタップ	40A	1
	20A	3
大便器	和式・洋式	16
身障者便器	洋式	1
小便器		16
洗面器・手洗器		20
掃除流し		6
ブラスタートラップ		1

給排水衛生設備等管理基準

機器名	項目	点検周期						
		日	週	月	2月	6月	年	都度
受水槽・高架水槽	水槽の亀裂の有無の確認			○				
	槽内の堆積物・汚れの点検			○				
	電極棒の作動確認			○				
	受水槽ボールタップの点検			○				
	警報装置の作動確認			○				
冷却水槽 冷却水高架水槽	水槽の亀裂の有無の確認					○		
	槽内の堆積物・汚れの点検					○		
	槽内の清掃						○	
	槽内温度の確認	○						
	補給水のボールタップの作動確認					○		
	警報装置の作動確認					○		
消火水槽	水量の確認			○				
揚水ポンプ	運転電流の確認	○						
	圧力計の確認	○						
	駆動部の異常な熱の有無の確認	○						
	駆動部の異常な振動・騒音の有無確認	○						
	グランドパッキンからの異常漏水の有無の確認	○						
	グランドパッキンの取り替え							○
	カップリングの点検					○		
	絶縁抵抗測定					○		
	錆・腐食の点検					○		
排水水中ポンプ	運転電流の確認			○				
	連成計の確認			○				
	異常音の有無の確認			○				
	電極棒等の作動確認					○		
	絶縁抵抗測定					○		
消火ポンプ	運転電流の確認			○				
	異常音・異常な振動の有無の点検			○				
	フート弁の機能点検					○		
	グランドパッキンからの異常漏水の有無の確認			○				
	グランドパッキンの取り替え							○
	カップリングの点検					○		
	自動制御装置の点検					○		
	能力確認					○		
絶縁抵抗測定					○			
コンプレッサー	圧力確認		○					
	オイルゲージ確認		○					
	マシンオイル注油							○
	ドレン抜き		○					
	各フィルターの目詰まりチェック		○					
木材集塵装置	つまりの有無の確認			○				
	内部清掃			○				

機器名	項目	点検周期						
		日	週	月	2月	6月	年	都度
特殊ガスマニホールド	圧力計の確認							○
	ポンベの空・充確認							○
排ガス処理装置	運転電流の確認	○						
	補給水ボールドアップの作動確認	○						
	洗浄水の散布状況の確認	○						
	水槽・薬液槽の水位の確認	○						
	薬液槽攪拌器の作動確認	○						
	薬液の補充							○
	ファンの点検	○						
	循環ポンプの点検	○						
排水ピット	槽内の汚れ・沈積物・浮遊物の有無の確認			○				
	警報装置の作動確認			○				
	昆虫等の発生状態の点検					○		
排水処理槽	排水流量確認	○						
	放流PH確認・記録	○						
	原水ポンプの点検			○				
	アルカリ・酸注入ポンプ点検			○				
	アルカリ・酸タンク薬液量の確認	○						
	薬液の補充							○
	攪拌器の点検			○				
	PH電極取り替え					○		
	内部槽の清掃及び汚泥の処理							
大便器・小便器	亀裂・破損の有無の確認					○		
	水漏れの有無の確認					○		
	排水状態の確認					○		
洗面器・手洗器	亀裂・破損の有無の確認					○		
	取り付けの緩みの点検					○		
	水栓・接合部等よりの水漏れの有無の確認					○		
	排水状態の確認					○		
プラスタートップ	つまりの有無の確認			○				
	内部清掃							○
排水管	水漏れの有無の確認					○		
	排水状態の確認					○		
排水枡	枡内の沈積物・汚れの有無の確認					○		
	枡内の落葉等の除去						○	
	昆虫等の発生状態の点検					○		
検針	上下水道使用量	○						
	都市ガス使用量	○						
ガス設備	ガス使用機器・ガス配管のガス漏れの有無の確認			○				
	湯沸器換気扇連動スイッチの作動確認			○				

自動制御機器設備保一覧表

1 中央システム機器

No.	機器名	メーカー
1	A i r t e g r a デスク A i r 5 0 0 (管理点最大500点、収容353点)	パナソニックESエンジニアリング
2	システム制御ユニット (本体、LCDモニター、プリンター、スピーカーほか付属品)	パナソニックESエンジニアリング
3	小型非常用電源装置 (UPS)	

2 制御盤

No.	名称	メーカー
1	DP-1 (コアユニットほか) (本館棟)	パナソニックESエンジニアリング
2	DP-2 (コアユニットほか) (研究棟)	パナソニックESエンジニアリング
3	DP-3 (コアユニット) (試験棟)	パナソニックESエンジニアリング
4	DP-4 (コアユニット) (第1電気室)	パナソニックESエンジニアリング

3 ローカル自動制御系統

No.	名称	メーカー
1	空冷ヒートポンプチラー台数制御 (本館棟)	パナソニックESエンジニアリングほか
2	空冷ヒートポンプチラー台数制御 (研究棟)	パナソニックESエンジニアリングほか
3	水冷ヒートポンプパッケージ熱源水制御 (CT-1)	アズビルほか
4	実験用冷却水制御	アズビル
5	ACU-1 外気処理系統空調制御 (本館棟)	パナソニックESエンジニアリングほか
6	ACU-2 1階サロン系統空調機制御	パナソニックESエンジニアリングほか
7	ACU-3 1階ロビー系統空調機制御	パナソニックESエンジニアリングほか
8	ACU-4 外気処理系統空調機制御 (研究棟)	パナソニックESエンジニアリングほか
9	ACU-6 工作室系統空調機制御	アズビル
10	ACU-7 塗装試験室系統空調機制御	アズビル
11	ACP-1, 2 研修室系統空調機制御	アズビル
12	ACP-6 X線マイクロアナライザー室系統 (休止中)	アズビル
13	ACP-8 特殊加工工場空冷ヒートポンプパッケージ制御	アズビル
14	ACP-9 精密測定室系統空調機制御	(注)
15	表面処理試験室排気フード制御	アズビル
16	給排気ファン発停制御	アズビル
17	計測系統	パナソニックESエンジニアリング

(注) 空調機及び制御機器改修工事のため、改修工事により設置されたメーカー品とする